

(2) 不正改造車を排除する運動

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力のもと、毎年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を行っています。

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠️ このような改造は、不正改造です。

1 灯火類の灯光の色を変更
プリズン等不透明な灯火類
及び自転車灯等の取付け



※色の判断については、前灯状態を見て判断します。

2 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
(視界状態で運転が困難な程度/%)未満)



3 基準外ウイングの取付け



4 基準不適合マフラーの装着
消音器の取り外し



5 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



**6 A. 荷台さし枠の取付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し**



7 前面ガラス等への装飾板の装着



8 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し



速度抑制装置付

9 ディーゼル自動車が出排する黒煙



不正改造例

不正改造は犯罪です!!

STOP! THE不正改造

不正改造車の使用者

整備命令の発令

不正改造を実施した者

6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一)日本自動車連盟(日本自動車連盟)、(二)日本自動車工業会(日本自動車工業会)、(三)日本自動車流通協会(日本自動車流通協会)、(四)日本自動車販売協会連合会(日本自動車販売協会連合会)、(五)日本自動車部品協会(日本自動車部品協会)、(六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(二十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(三十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(四十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(五十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(六十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(七十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(八十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十一)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十二)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十三)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十四)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十五)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十六)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十七)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十八)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(九十九)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)、(一百)日本自動車部品流通協会(日本自動車部品流通協会)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/ 携帯スマートフォンの方はコチラから

www.tenken-seibi.com

⚠️ 不正改造等の主な事例

乗用車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を輸入しなければならないこと。(道路運送車両の保安基準第350条)

触媒装置

○触媒が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

サスペンション

○切欠により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。(道路運送車両の保安基準第14条)

車輪灯

○白色であること。(方向指示器、非接触式車輪灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車種については、発光でもよい) ※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、緑色又は青色であっても、全ての車輪灯が同一色であればよい。(道路運送車両の保安基準第34条)

後視鏡

○白色であること。(道路運送車両の保安基準第36条)

尾灯

○赤色であること。(道路運送車両の保安基準第37条)

方向指示器

○黄色であること。
○点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。(道路運送車両の保安基準第41条)

後部反射器

○青色であること。(道路運送車両の保安基準第38条)

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を輸入しなければならないこと。(道路運送車両の保安基準第350条)

触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

乗用車・貨物車共通

前部ガラス、運転席席及び助手席の窓ガラス

○特定以外のステッカー一貼付は不可。
○前部ガラス等に運転席を装着した状態又は運転席および助手席の両方に貼り付けた状態で、可視光線透過率が70%未満のものとは不可。(道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー

○有利な交換がないこと。
○折り返等に取換した場合に衝撃を緩和できる構造であること。(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警告器

○音が自動的に断絶するものは不可。
○音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができないものは不可。(道路運送車両の保安基準第43条)

前部灯

○白色又は淡黄色であること。
○照射する範囲以上を照射しないこと。(道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(デイルイト)

○赤色でないこと。○光量300cd以下であること。
○照射しないこと。(道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ

○回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。(道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認装置

○運転状態において、一定の基準の障害物を確認できる装置を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第44条)

不正な二次塗装

○新塗装塗布後に燃料タンクの増設。
○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更、等(構造等変更後検査の手続きが必要になります)

速度抑制装置(スピードリミッター)

○自動車に90キロメートル毎時を越えて走行しないよう燃費の併給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。(道路運送車両の保安基準第8条)

⚠️ クルマのチェックを忘れずに!

貨物車

回転灯

○緊急自動車等以外には、黄色の回転灯は取付け不可。
○道路維持作業用自動車以外には、黄色の回転灯は取付け不可。(道路運送車両の保安基準第42条)

ディーゼルの原動機

○黒煙汚染は基準内であること。
○道路運送車両の保安基準第31条。

巻き込み防止装置

○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンブ(仕砂等運搬)

○土砂等を運搬するダンブ車には、さし身の取付けがないこと。
○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。(道路運送車両の保安基準第27条)

突入防止装置

○自動車の後面には、突入防止装置を備えること。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

⚠️ 大丈夫ですか? あなたのクルマ

⚠️ 不正改造は犯罪です!



交換用マフラーは基準適合品をお使い下さい。
不正改造は犯罪です!

マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合事例

- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



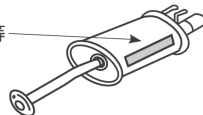
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

(1) 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(純正マフラー)

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(ロ) 装置型式指定品表示(自マーク)

(例)



(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)

(例)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

確認機関の略称のサンプル例



(ニ) 協定規則適合品表示(Eマーク)

(例)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。)

(2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。
(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

- ・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)
- ・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考: 不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
→整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

不正改造の罰則等

1. 不正改造等の禁止（道路運送車両法第 99 条の 2）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の懲罰が科せられます。

2. 整備命令等

（1）整備不良に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条）

地方運輸局長は、自動車保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、その使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために、必要な整備を行うことを命ずることがあります。この場合、使用の方法若しくは経路の制限等を指示することもあります。この命令又は指示に従わない場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。また、この命令又は指示に従わない場合には、当該自動車の使用を停止することがあり、これに違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

（2）不正改造に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条の 2）

自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等により、保安基準に適合しない状態にある自動車を不正改造車と呼びます。

- ① 地方運輸局長は不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることがあります。
- ② ①の命令を発令したときは、当該自動車に整備命令標章を貼付します。
- ③ 整備命令が取り消されるまでは②の整備命令標章を剥がしてはいけません。
- ④ ①の整備命令を発令された使用者は、15 日以内に必要な整備を行い、当該自動車及び自動車検査証を地方運輸局長に提示しなければなりません。
- ⑤ 自動車の使用者が①の命令又は指示に従わない場合は、③又は④の規定に違反したときは、一定の期間当該自動車の使用を停止することがあります。
- ⑥ ⑤の使用停止期間が満了した後でも、当該自動車が保安基準に適合していなければ、当該自動車を引き続き使用できません。

なお、①の整備命令違反及び④の現車提示違反については、50 万円以下の罰金が科せられ、⑤及び⑥の使用停止違反については、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。